

## 全国から維持基準反対、安全基盤機構反対の声を国会へ

原発の耐震性では維持基準でダブルスタンダードになるとの追及に口つくむ保安院

東京電力のデータ改ざん発覚に端を発する、電力・原子力各社のデータ改ざん事件の続発を受け今国会に提出された、電気事業法改正法案の大幅修正と、独立行政法人法案の廃案を要請するため、11月21日経済産業省原子力安全・保安院への申し入れ、首相・衆参両院議長への申し入れ、陳情行動が行われました。

社民党の北川れん子議員に政府等との仲介をいただき、若狭ネットが緊急の呼びかけを郵送するなかで、福島、浜岡、福井、島根の各原発立地点から6名が参集し、東京、神奈川、千葉、埼玉、奈良、大阪、京都などからの参加も含め18名が集まりました。

衆議院第2議員会館で行った、午後1時からの交渉に保安院から参加したのは高倉氏と田中氏のたった2名。いつも官僚が7~8人並ぶのと比べ隔絶の感でした。

また、いつもの交渉時の広い会議室ではなく、5階の狭い議員面接室が交渉の場となりました。交渉時間も当初、説明5分、質疑10分計15分という設定で、極めて不真面目な対応でした。この2法案への姿勢がどれほどのものなのか問われる対応でした。

予算審議の中、全国各地からの陳情客でござった返す議員会館で緊急に交渉の場を設定することが難しいという事情を差し引いても、2法案への姿勢に疑問の念を禁じ得なかったのは交渉参加者の多くの思いでしょう。

「評価は事業者がやればいい」と放言

保安院の高倉氏は、「原発検査制度に係る『電気事業改正法案』の大幅修正と『独立行政法人法案』の廃案を求めます」と題した21日付けの申入書に対し、以後文書回答すると

約束した上で、簡単に次のように答えて終わりました。

「法案については審査を見守りたい。独立行政法人の話は前からあるものだ。だがこれも再発防止策の一環である。我々には十分な説明責任がある」。

「本日の申し入れに対し、答えはないのか」と詰め寄ると、高倉氏は用意していた回答を説明しました。

維持基準の導入を狙った、電気事業法等改正案第3条の廃案を求めた点については、「供用中原子炉等におけるひび割れ等についてきちんとした健全性評価を義務づけるものであり、その際の評価の手法について客観的な基準を定めようというものだ」として、3条は単なる評価法に関するものに過ぎないと、従来からの立場をくり返しました。

さらに挑発的に「誤解無きよう申し上げると評価の客観的基準とは、少なくとも私たちは直接に法律事項ではないと考えており、客観的に評価するというのは、法律にあらうがなからうが事業者がやればいい話だ。そういったことをきちんと義務づけるというのが今回の中身だ」と述べました。原発の検査の評価を電力等の判断に全面的に任せようとする今回のたくらみをあけすけに語りました。これはまさに検査の「丸投げ」です。国が定期自主点検の審査を手抜きしようとしていることを垣間見た一瞬でした。しかも維持基準を「法律事項」でなく省令等で勝手に決めてしまおうと狙っていることも臆することもなく説明しました。

国が評価に関与してやる？

その後も「従って、法令案に示している健

全性評価基準の義務づけについては、きちんと技術基準が満たされているかどうか確認させることを、当然今までの事業者としてやってきたと我々は認識しているが、今回の不正に立ち返りそこも国が一段関与する必要があるという意味で、健全性評価を義務付ける」など長々と答えました。ひびの検査は精度が低くて信頼できず、耐震性については維持基準が導入されればダブルスタンダードになる点については敢えて触れず、いままでもやってきたと居直ったのです。しかも、そこにわざわざ国が「関与」してやるんだと言わんばかりの恩恵がましい答弁。国は審査をサボタージュしようとしているのに何たる不遜でしょうか。

保安院を原子力推進機関から独立させ、質・量ともに拡充し厳重な審査体制に変更するよう求めた点に関し、検査官の増員については総務省と協議中と答え、一般論では「努力する」と回答しました。推進機関からの独立問題については、保安院自身が答えていいものなのかと言いつつ答弁を逃げました。しかし、電力会社等が検査するのは「効率的効果的」などと適当な言葉を羅列してこれも逃げました。

科技厅から内閣府に移管した原子力安全委員会については保安院を監視するとの観点から、強化することは「必要ではないか」と今後の方針を示唆しました。

また、原発に批判的な国民等の意見を反映する形でのダブルチェック体制の確立を求めた点については、国会審議、いろんな団体との対話集会、自治体首長の意見などはすでに行っており「できるだけオープンな公正な形で」意見徴収すると答えてお茶を濁しました。

島根、浜岡、福井などから質問攻め

すぐさま島根を筆頭に浜岡、福井などから質問をあげかけました。

省令で定めるとされる維持基準はもうできて

いるのかとの質問には、結局答えずごまかしました。その質疑の中で現行でも原発の部品が新品同様でなくていいとする基準が電気事業法39条第1項にもとづく省令が1968～69年頃の省令にあると答えました。

「新品でなくていい。電力が勝手にそう受け取ってる」

その質疑の中で保安院はとんでもないことを言っていたのです。

「そこは、新品同様には言ってない。電力会社の人がそういうふうを受け取っちゃってるところもある。必ずしも新品同様じゃないといけなるとは……」

通産省時代電力会社に対しひび割れを見つけたことを抹消するよう「指導」した罪を正当化しようとの狙いでしょうが凄まじいまでの居直りです。

また、維持基準の性格については従来主張をくり返しました。

「この技術基準は、維持基準で、誤解もあるけど、維持基準は評価をすることで、安全性については今すでにある。電気事業法39条第1項、今の技術基準がある」

これも地震動の評価においてはダブルスタンダードになることを隠すための答弁に他なりません。

ひび割れの原因にもいろんなものがあるし、振動している状態でひびがどう進むかも外国で研究されている段階だ。そんな中で基準をつくるのはやめてほしいと追及し、そんなのは火事場泥棒的だと厳しく詰め寄ると、時間がないから全部は答えられないと逃亡を決め込む始末。

さらに追及すると、「安全性の水準を変える訳じゃなくて、そこは今と変わらない。ここで我々が評価と言っているのは傷があった場合、それがどこまで安全なのか。傷が将来どれだけ進んでって、いつ頃安全性に影響があ

るようなものになるのかだ」と今までの立場をくりかえしました。

傷の進展については確立した研究成果もなく、進展速度は今回の各電力の報告でも、白抜きで伏されたまま。その中で維持基準導入に向け2法案を強行しようとする経産省。

耐震性ではダブルスタンダードになると追及され、しどろもどろ

そこで、原発の耐震性の評価について追及しました。新品の原発の設計時に地震動を入力して動的な解析をしているのに、ひびが入った老朽炉では、地震動の入力をせずに、単に力を加えただけの静的な解析しかしません。

維持基準が導入されれば原発について、この2つの評価法が並立状態となります。これはダブルスタンダードではないかと追及しました。

保安院はこれに関しては一貫して答弁を拒否しました。

「うーん、ちょっとそこは」

「耐震性の話は申し訳ないですけど、直中にはちょっと」

「私は法律の方のあれで」

「（隠しているんじゃないかと追及され）いやあ、違います違います」

また、話をそらしたり、言い訳もいくつか行いました。

「くり返しになるが、法令上求めている安全性の水準というのは、昔審議した上でつくった、専門家が評価している基準。これはずっと変わっていないし、我々もこれを今すぐ変えるとかいうつもりは全くない」

「建設した後に、何年かたった後、今求められている安全水準が担保されているかどうかをしっかりと評価しましょうと。評価したうえで安全じゃないということであれば、当然何らかの措置は取られる」

この2つの答弁は、原発の耐震性について

はダブルスタンダードになるかどうか聞いた点には全く答えていません。明らかに意図的な隠蔽です。保安院は、さらには経産省・政府は今回の維持基準の導入に当たっては、耐震性の問題が最大の課題でありネックとなることを認識した上で対処しようとしているのです。

アメリカ等の評価法を正式に導入しようとする経産省ですが、日本はアメリカと違って地震が頻発しており、直下型の地震はどこで起こってもおかしくありません。活断層のない地点でさえそうなのです。維持基準は地震が多いという特殊性をもつ日本では通用しないのです。

交渉の最後に当たって交渉で新たに追及した下の諸点について文書回答することを、保安院との間で確認しました。

維持基準は決定できるのか。

ひびのあるものについて科学的に評価できるのか。

アメリカ等と条件の異なる日本で、地震が起こったときに動的評価を行ってどういう影響があるか。

事業者から徴収した情報は公開するのか。

首相に申し入れ、衆参両院議長に陳情

約束の15分を上回る約30分の交渉を終え、8名が首相あての申し入れのため内閣府に向かいました。衆参両院議長宛の陳情も用意しましたが、封筒の宛名書きを後日書き換えることになり、大阪から後日郵送しました。

残った交渉参加者は衆議院第1第2議員会館で、経済産業委員会所属の40人の議員の議員事務所を回って、維持基準導入と、独立行政法人の原子力安全基盤機構の設立に反対するよう要請しました。

対応した秘書の方々は大方事情を知らない様子で、耐震性の問題ではダブルスタンダードになることや、原子力安全基盤機構へは東電や関電の社員が投入され、なあなあのなれ

合い審査をするだけになることを説明すると最初の内はたいていの人が一応聞いてくれました。

しかし、全体として経済産業委員会所属議員の事務所での反応は概して鈍いものでした。2法案に反対してくれるとの確信を持ったのは40人のうち3人ほどに過ぎません。

与党の秘書の一人が「耐震性のダブルスタンダードの問題は知っている」と答えたのにはびっくりさせられました。やはり耐震性問題は焦眉の課題となっているのでしょうか。

議員事務所回りの終わり頃、「アポイントは取ったのか」という対応が続き始め、対応が一変し始めました。明らかに我々に警戒するよう情報が流されていることがわかりました。

保安院は軽微なひびも公開するよう指導する方針を決めたと11月26日の夕刊で報道されました。これは維持基準等に反対する動きへの一定の対応ですが、明らかに我々が追及した耐震性に関してダブルスタンダードになる問題をごまかし、市民団体の要請を受け入れたポーズを取るための、保安院の単なるごまかし策にすぎません。

また、原子力安全基盤機構が電力会社とのなれ合い機関にすぎないことを隠すための意図的なやり口です。

ついに、2法案は27日衆院の経済産業委員会で可決され、28日には衆院本会議で可決されました。（電気事業法・原子炉等規制法改正案は社民、共産が反対。原子力安全基盤機構設置法案は社民、共産、自由が反対）12月上旬にも成立の見通しと伝えられています。

原子力安全委員会を内部告発の調査機関に加え、「定期自主点検」を「定期事業者点検」へと用語を変更するなどの修正を行ったものの、耐震性でのダブルスタンダード問題は積み残しのままです。

国会と国会議員に圧力をかけよう  
維持基準を問題に、自治体・国を追及しよう

ごまかしに乗ることなく、維持基準にあくまで反対し、原子力安全基盤機構の設立をやめさせる活動に全国の反原発団体が集中することを呼びかけます。

今国会の会期は12月13日までで、事態は切迫しています。2法案への反対を明確にし、強固な反対の姿勢を国会に向け示し、腰が定まらず動揺する国会議員への圧力を強めていく必要があります。

原発立地道県の知事で構成する原子力発電関係団体協議会は11月20日「原子力発電に関する要望書」を経産省、文科省、原子力委員会、原子力安全委員会に提出しました。この中で検査制度の徹底見直しと充実強化を要求しています。

残念ながら2法案が成立しても、1年後と伝えられる維持基準の省令策定まで、国としても紆余曲折が生じることは避けられません。検査精度の問題と耐震性のダブルスタンダード問題など現在の技術レベルでは突破できない隘路が、維持基準には運命付けられています。政府を追及し続けることは十分可能であり、今後とも私たちはこの問題で政府を追及し続けます。

また、各原発立地点ではこの問題でも根強い不信感があります。各立地点から地元自治体に維持基準の問題で早急に問題提起し、圧力を加えていく必要があります。

若狭ネットとしては福井の日本原電と大阪の関西電力への行動に取り組みます。

各地の運動を粘り強く取り組み、それを次の政府への追及行動へとつなげていきましょう。